



社労士 NEWS>>>

>>> 2021.2 Vol.123

発行 >>>

社会保険労務士法人 A o k i URL : <http://www.sr-aoki.or.jp>

〒104-0061 東京都中央区銀座 6-12-10 銀座龍岡ビル 5 階

Tel > 03-3574-3521 Fax > 03-3574-3523 Mail > info@sr-aoki.or.jp

CONTENTS >>>

1. 労災保険 > 新型コロナウイルス感染症の労災補償について

2. 助 成 金 > 「産業雇用安定助成金（仮称）」の創設

3. 提 供 > 経営に役立つビジネスレポート

1. 労災保険

新型コロナウイルス感染症の労災補償について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、政府は緊急事態宣言を再発令しました。発令対象の地域住民に対して不要不急の外出自粛を求める他、企業へのテレワークや時差出勤のお願い、飲食店への営業自粛要請などが行われています。

企業においては、より一層の感染防止対策を実施するほか、感染者が出た場合には労災の対応も考慮しなければなりません。折しも労災給付事例も数を重ね、行政から事例紹介の資料も出てきました。本稿では同感染症における労災認定の基本的な考え方と、職種に着目した事例を交え、概説いたします。

1. 基本的な取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の労災補償については、厚生労働省から発出された通達「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取り扱いについて」により

「本感染症の現時点における感染状況と、症状がなくとも感染を拡大させるリスクがあるという本感染症の特性にかんがみた適切な対応が必要となる」としています。その概要は以下のとおりです。

考え方	細菌、ウイルスなどの病原体による一定の疾病の運用については、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、これに該当するものとして、労災保険給付の対象とすること。
国内	<医療従事者等> 業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる。 <医療従事者等以外であって感染経路が特定された者> 感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合には、労災保険給付の対象となる。 <上記以外の者> 業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断する。
国外	<海外出張者> 出張先国が多数の本感染症の発生国であるとして、明らかに高い感染リスクを有すると客観的に認められる場合には、出張業務に内在する危険が具現化したものか否かを、個々の事案に即して判断する。 <海外派遣特別加入者> 国内労働者に準じて判断する。

（基補発 0428 第 1 号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取り扱いについて」より抜粋）

2. 労災認定の具体的事例

前掲通達が示す通り、感染経路が明確な場合はもちろんですが、感染経路が特定されていなくても、業務による感染の蓋然性が高いと労働基準監督署が判断す

れば、労災保険の給付が受けられます。

次に「医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合」について、労災が認められた具体的事例を一部ご紹介します。

職種	事 例
小売店 販売員	小売店で接客業務を担当している J さんは、発症前 14 日間、日々数十人の接客を行い、商品説明等をしてきたことから感染リスクが相対的に高い業務と認められた。一方私生活では、日用品の買い物や散歩のほかは外出しておらず、感染リスクは低かったため、接客などの業務によって感染した蓋然性が高く業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。
タクシー 乗務員	タクシー業務員の K さんは、発症前 14 日間、日々数十人の乗客を輸送する業務を行っていたことから、感染リスクが相対的に高い業務と認められた。一方私生活での外出は、日用品の買い物など、感染のリスクは低かったため、密閉された空間での飛沫感染が考えられるなど、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。
調剤薬局 事務員	調剤薬局事務員の M さんは、処方箋の受付、会計、データ入力などの業務に従事していたが、発症前の 14 日間に、受付カウンターで日々数十人の処方箋の受付などの業務を行っていたことが認められ、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務に従事していたものと認められた。一方私生活での外出は、日用品の買い物など、感染リスクは低かったため、受付などの業務によって感染した蓋然性が高く業務に起因したものと判断されることから、支給決定された。

(厚生労働省 HP「新型コロナウイルス感染症に係る労災認定事例」より要約掲載)

3. おわりに

事例の通り、接客など複数人との接点を持つ業務は、従事する労働者の不安も大きいことでしょう。今一度、厚生労働省が提供している「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを参照し、感染予防の体制・対策を見直すこ

とをお勧めします。また、感染者が発生した場合に、非感染者への対応や労災申請などをスムーズに進めるため、どのように対応していくかをまとめ、予防策と併せて労働者に伝えておく不安を払しょくする一助にもなるでしょう。感染症における労災に関してご不安な点がありましたら、お気軽にご相談ください。

2. 助 成 金

「産業雇用安定助成金（仮称）」の創設

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、出向により労働者の雇用を維持する事業主（出向元と出向先の双方）のために「産業雇用安定助成金（仮称）」が創設される予定です。この助成金は、令和 2 年度第 3 次補正予算案承認後、厚生労働省令改正などを経た後に施行される見通しとなっています。

本稿では、厚生労働省のリーフレット（1 月 19 日時点）をもとに、本助成金の概要についてご案内いたします。

※本稿の内容は、作成時点（1 月 26 日）の情報をもとにご案内しております。

最新情報は厚生労働省のホームページなどをご確認ください。

1. 対象となる「出向」

【対象】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向

【前提】

出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと

【要件】

- ①出向元と出向先が、親子・グループ関係にないなど、資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること

- ②出向元で代わりに労働者を雇い入れる、出向先で別の人を出向・離職させる、出向元と出向先で労働者を交換するなどを行っていないこと

2. 対象となる「事業主」

【出向元】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主

【出向先】

当該労働者を受け入れる事業主

3. 助成率・助成額など

出向中に要する次の経費の一部が助成されます。

【出向運営経費】

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費

雇用形態	中小企業	中小企業以外
出向元が解雇等を行っていない場合	9/10	3/4
出向元が解雇等を行っている場合	4/5	2/3
上 限 額	12,000円/日	

【出向運営経費】

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるために用意する機器や備品などの出向に要する初期経費

	出 向 元	出 向 先
助成額	各10万円／1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円／1人当たり（定額）	

※加算額：出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算が行われます。

【助成対象となる経費】

- ・ 出向開始日が令和3年1月1日以降の場合、出向開始日以降の出向運営経費および出向初期経費が助成対象となります。
- ・ 出向開始日が令和3年1月1日より前の場合、1月以降の出向運営経費のみ助成対象となります。

4. 受給までの流れ

受給に際しては以下のように流れとなります。

①	出向元事業主と出向先事業主との契約 （出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合など） 労働組合などとの協定・出向予定者の同意
②	出向計画届提出・要件の確認
③	出向の実施
④	支給申請・助成金受給

5. おわりに

要件で提示されているような、出向元と出向先との関係性がない出向を調整するのは難しいものですが、（公財）産業雇用安定センターでは、出向元・出向先の双方の企業に対して無料で出向のマッチングを行っています。本助成金の実施はこれからとなりますが、雇用を守る一手段として、雇用調整助成金と併せて活用を検討してみたいはいかがでしょうか。

■産業雇用安定センターホームページ

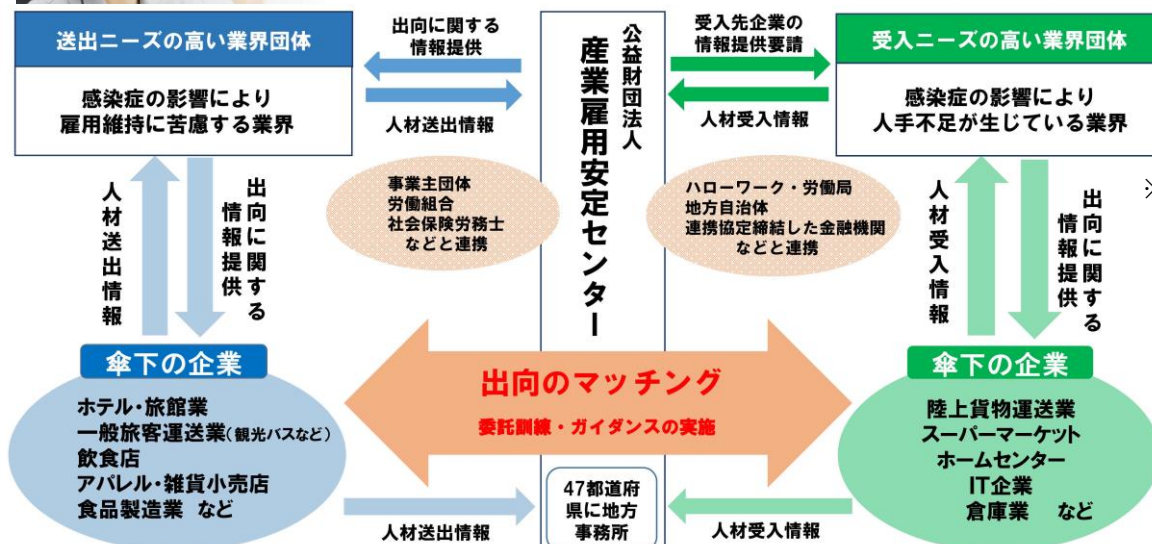
<http://www.sangyokoyo.or.jp>

Q&A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、2ページ目の「産業雇用安定助成金（仮称）」の創設に関連する豆知識をお伝えします。

Q. （公財）産業雇用安定センターについて教えてください。

A. 産業雇用安定センターは、13の産業団体の拠出により設立された公益財団法人です。以下のような在籍型出向制度を活用した出向支援プログラムを実施しています。



※令和元年度（新型コロナウイルス感染症流行前）の実績：

- ・ 送り出し件数 11,879件
- ・ 出向・移籍の成立件数 7,496件
- ・ 成立率 63.1%

3. 提 供

『経営に役立つビジネスレポート』を無料でご提供いたします！

弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
ビジネスにおける経営戦略、企画・営業、広報、人事管理などのマネジメントに関連する情報から、法改正やデジタル化の進展といったビジネストレンドに関する情報まで、多岐にわたる内容を取り揃えております。

以下のレポートの中からご興味のあるテーマがございましたら、弊所あてにお気軽にご連絡ください。ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたします！



今月のおすすめビジネスレポート

レポート番号	タイトル	内容
#00280 (全 7 ページ)	待ったなしの三大ハラスメント対策	・ハラスメントに該当する行為とは？ ・企業に求められるハラスメント防止対策とは？ ・ハラスメント防止に必要な考え方とは？
#40042 (全 6 ページ)	サービス業の「時短」で生産性を上げるには	・「客離れ」のときこそ時短のチャンス ・忙しい時間ではなく、ひまな時間を管理する ・サービス業の生産性向上は製造業とは違う ・時短と品質向上を両立させるには？ ・品質向上を実現させるマルチタスク化 他
#60136 (全 4 ページ)	「悪質な書き込み」で大迷惑。 相手を名誉毀損で訴えることはできるのか？	・悪質な書き込みをした相手を名誉毀損で訴えたい ・ログが削除されないうちに対応。3～6 カ月がリミット？ ・名誉毀損が成立する場合とは ・名誉毀損をした加害者が受ける法的責任
#80050 (全 7 ページ)	中小企業にとって最適な組織形態	・組織形成は社長の仕事 ・職能別組織（機能別組織） ・事業部制組織 ・プロジェクト・チーム 他
#80075 (全 6 ページ)	自社の競争力を高める 4 つのポイント	・競争力を考える ・競争力強化に取り組む際の基本方針 ・競争力強化策を検討する際に考慮すべき 4 つのポイント

お気軽にご用命ください

TEL >>> 03-3574-3521
FAX >>> 03-3574-3523

貴社名			ご担当者様	部署・所属
所在地	〒			
E-mail			Tel	
ご希望のレポート番号				

※ご記入いただきました個人情報は、ビジネスレポートのご案内およびお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りのことがございましたらお気軽に弊所までご相談ください。